

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

- (1) 都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の1/3から1/2への引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
- (3) 老朽化による事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保する大規模改造事業については、交付金制度の延長または、代替メニューを新設すること。

2. 自主財源に乏しく財政力指数の低い都市自治体が学校施設を計画的に整備するため、学校教育施設等整備事業債の充当率を引き上げるとともに、交付税措置を講じること。

3. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸与とすること。

また、国有学校用地における公立学校の増改築に際して、増改築承諾料の徴収を廃止すること。

さらに、国有学校用地において、民間事業者とのリース契約による校舎の増改築、仮設校舎の建設が可能となるよう制度を改正すること。

4. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

5. 現存する小・中学校のごみ焼却炉について、早急に除去する必要があることから、所要の財政措置を講じること。

6. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

また、文化芸術活動が継続的かつ安定的に行われるよう、施設に対する支援を講じること。

7. 市立及び組合立の高等学校における施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。